三　他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該信用金庫が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該信用金庫が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務

四　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

五　当該信用金庫の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

（信用金庫連合会の付随業務）

**第五十三条**　［略］

［2・3　略］

4　法第五十四条第四項第七号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる外国銀行の銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介とする。

一　当該信用金庫連合会が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行

イ　法第五十四条の二十三第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による認可対象会社（同条第四項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社とすることの認可

ロ　法第五十四条の二十三第五項ただし書の認可

ハ　法第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項の認可

二　［略］

［5～11　略］

12　法第五十四条第四項第二十号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務（当該信用金庫連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該信用金庫連合会の同条第一項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源に加えて、次に掲げる業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該信用金庫連合会の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）とする。

一　経営相談等業務

二　高度の専門的な能力を有する人材その他の当該信用金庫連合会の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該信用金庫連合会の行う業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）

三　他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該信用金庫連合会が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該信用金庫連合会が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務

四　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

五　当該信用金庫連合会の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

13　［略］

（信用金庫連合会の付随業務）

**第五十三条**　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

一　［同上］

イ　法第五十四条の二十三第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による認可対象会社（同条第六項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社とすることの認可

ロ　法第五十四条の二十三第八項において準用する法第五十四条の二十一第四項ただし書に規定する認可

ハ　法第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項に規定する認可

二　［同上］

［5～11　同上］

［項を加える。］

12　［同上］